

改正案の第1 自衛隊条項

第一 第9条第2項を削除し、これに代えて同項に定める方式

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、自衛隊（国防軍）を保持する。

第二 第9条の2として追加する方式

A案

- ① 前条の規定は、法律の定めるところにより、自衛隊を置くことを妨げない。
- ② 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

B案

前条の規定は、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つため、自衛隊（国防軍）を保持することを妨げない。

C案

前条の規定は、我が国の防衛を任務とする自衛隊の保持を妨げない。

<参照>

憲法・第9条

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自衛隊法・第3条（自衛隊の任務）

- ① 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。
- ② 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であって、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。
 - 一 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動
 - 二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動
- ③ 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。